

社会福祉法人母心学園本部役員に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人母心学園みその保育園の円滑な運営を計る為、本部役員に対して理事会、評議員会、監事会、役員研修等、又、園行事、用務等すべての出席に対して支出費用弁償を支出し、役員の福利厚生等に当てると共に、園行事又は研修等に積極的に参加し、保育運営に寄与する。

(対 象)

第2条 社会福祉法人母心学園みその保育園の理事長、理事、監事、評議員、評議員選任委員、第三者委員の役員に限る。

(会計区分)

第3条 本部会計の役員の報酬及び費用弁償は役員報酬費科目にて会計処理行う。

- (1) みその保育園のホームページに、苦情解決窓口を開示することによって、平成20年度より役員報酬、費用弁償、福利厚生費、役員研修等の会計処理は、当年3月末にその合計額を施設会計より繰入することができる。

(園用務)

第4条 各役員の園用務の出席に関して明確にしておく。

(報酬及び費用弁償)

第5条 役員が理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合、役員会、各行事出席実績に基づいて報酬、費用弁償を別表1の通り支給する。

(費用弁償支払日)

第6条 役員の報酬及び費用弁償は、年度内9月・3月の2回に分けて支給する。

第7条 この規則改正は、理事会において改正する。

第8条 役員が職員である場合は、報酬は支給しない。

第9条 役員等に支給する旅費については、職員の旅費に関する規程により支給する。

附 則 この規定は昭和63年9月24日より執行する。

附 則 平成9年9月13日理事会において第1条、第2条、第3条、第4条、第5条を改正、この規定は平成9年9月13日より執行する。

附 則 平成15年5月6日理事会において(会計区分)第3条、(支払額)第4条、(支給日)第5条改正、この規程は平成15年5月6日より執行する。

附 則 平成19年3月20日の理事会において改正、この規程は平成19年3月20日より施行する。

附 則 平成20年3月21日の理事会において改正、この規程は平成20年7月12日より施行する。

附 則 平成24年3月26日の理事会において改正、この規程は平成24年7月12日より施行する。

附 則 平成28年3月22日の理事会において改正、この規程は平成28年4月1日より施行する。

附 則 この規程は平成29年4月28日の理事会の決議によって理事長が定めた、平成29年5月19日の評議員会において改正、この規程は平成29年4月1日より遡って施行する。

附 則 平成30年5月26日の評議員会において改正、この規程は平成30年4月1日より遡って施行する。

別表 1

	報 酬	支 給 日
理事長	出席 1 回 10,000 円	当年度 9 月・3 月
理 事	出席 1 回 10,000 円	当年度 9 月・3 月
監 事	出席 1 回 10,000 円	当年度 9 月・3 月
評議員	出席 1 回 10,000 円	当年度 3 月
評議員選任 解任委員	出席 1 回 10,000 円	当年度 3 月
第三者委員	年 間 12,000 円	当年度 3 月

※ 理事長に出席は半期ごと（9 月・3 月）16 回以上の出席はみなし扱いとする。

※ 理事・監事ともに半期ごと（9 月・3 月）6 回以上の出席はみなし扱いとする。